

沼津市新中間処理施設整備基本構想に関する意見募集の結果について
(意見の種別と市の考え方)

1. ごみ減量、分別

意見の内容	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ごみの分別を細分化し市民に負担を与えないとごみは減らない 	<p>ごみの分別については、その後の収集、運搬やリサイクル及び処理に適した状態にすることを目的としてお願いをしていますが、現時点では、新たな分別により市民の皆様にも更なる負担を強いることは考えていません。</p> <p>今後も、引き続き市民の皆様と協働し、本基本構想の上位に位置付けられる一般廃棄物処理基本計画で定めるごみ減量をはじめとした3R推進に努めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 施設整備より先にごみの減量化を推進すべき 分別を細分化によるリサイクル推進すべき 	<p>ごみの削減に向けては本基本構想の上位に位置付けられる一般廃棄物処理基本計画でごみ排出量の10%削減の目標を掲げ、これに向けた施策等を定めています。新施設においても、「第1章 第2節 2-2 新施設の整備方針」(P.4)に「③資源や熱エネルギー等を効率良く利活用できる施設」を定め、ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)及び再生利用(Recycle)の「3R」を推進することとしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 「3R」ではなく、「4R」とすべき 	<p>本市としましては、ごみの発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)及び再生利用(Recycle)の「3R」を推進することとしていますが、ごみ減量を目指していくという方針はご意見と同様です。</p> <p>なお、この「3R」及びその処理の優先順位については循環型社会形成推進基本法に則ったものです。</p>

2. プラスチックの処理

意見の内容	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 汚れたプラスチック製容器包装を焼却しているのは分別が後退している 	<p>プラスチック製容器包装については、容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを推進しているところです。しかし、汚れが付着した状態ではリサイクルに支障があるため、その除去が困難であるものについては、衛生処理の観点からリサイクルに不適なものとして燃やすごみとしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> プラスチックの焼却をすべきではない 	<p>現在の清掃プラントでは焼却により生ずる熱を十分に利活用できない設備であることなどから、容器包装以外のプラスチックについては民間業者へ処理を委託し、ボイラー等の熱源として焼却し熱回収を行っていますが、新施設においては環境対策を講ずるとともに発電等により焼却の際に生じる熱の利活用を十分に図ることから、これらについて焼却の対象として加えるものです。</p>

<ul style="list-style-type: none"> プラスチック製容器包装の焼却は反対 	<p>プラスチック製容器包装については新施設整備後においても容器包装リサイクル法に基づくリサイクルを前提とし、焼却することは考えていません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> プラスチックを焼却することによる二酸化炭素排出量の増加について説明されていない 	<p>現在の清掃プラントでは焼却により生ずる熱を十分に利活用できない設備であることから、容器包装以外のプラスチックについては民間業者へ処理を委託し、ボイラー等の熱源として焼却し熱回収を行っています。新施設においては環境対策を講ずるとともに発電等により焼却の際に生じる熱の利活用を十分に図ることから、これらについて焼却の対象として加えるものです。</p> <p>このことから、現状においても容器包装以外のプラスチックの処理の過程で焼却を行っていることに変わりはないため、二酸化炭素の排出量の増加につながるものではないと考えています。</p>

3. 地元合意、建設予定地

意見の内容	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 新設ではなく耐震補強を行うべき 	<p>現清掃プラントは、「耐震性が劣る建物」と診断されており、昭和 51 年に供用を開始してから既に 37 年が経過しています。ごみピットをはじめ建物を構成するコンクリート等の劣化が現状でも発生しており、今後も経年劣化がさらに進行するものと想定されることから、耐震補強だけでなく施設の大規模な改修が必要な状況にあります。</p> <p>また、燃焼設備や排ガス処理設備など、ごみ処理施設を構成する重要な設備についても経年による機能低下や劣化が進み、今後大規模な改修が必要と見込まれることから、仮に建物の耐震補強を行ったとしても、安定したごみ処理の継続が困難であると判断しております。</p> <p>ごみ処理施設は、長期に施設を停止することができず、ごみ処理を継続する中で、耐震補強や大規模な改修工事を行うことは極めて困難です。</p> <p>以上のことから、現施設の耐震補強ではなく、新設としたものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 建設予定地を具体的に示すべき 	<p>新中間処理施設の建設位置については、「第 5 章 施設整備に係る基本条件及び対策の整理 第 2 節 敷地条件」(P.39)において記述していますが、ご指摘を踏まえ、「建設候補地は現有施設を含めた一体の土地となるため、現有施設の各ユーティリティ（電気、給排水等）の取り合い点や搬入、搬出ルートを利用することを検討します。」を「建設候補地は、現清掃プラントから旧衛生プラントまでの土地を一体として利用することとしています。そのため、現有施設の各ユーティリティ（電気、給排水等）の取り合い点や搬入、搬出ルートを利用することを検討します。」と修正します。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 施設を他へ移転すべき 地元との覚書を守り整備計画を白紙にすべき 	<p>新たなごみ処理施設の整備に向けては、かねてから移転を目指して用地の選定や他市町との広域処理等を検討してきましたが、いずれも実現に至らない中で、現在の清掃プラントは耐震性が劣る建築物であると診断され、耐震性の確保が急務となっていることから、やむなく現清掃プラントから旧衛生プラントまでの土地を一体として利用することとしたものです。</p> <p>本基本構想をはじめ今後策定を予定している施設整備基本計画等を明らかにしていく中で、地元の皆様と話し合いを重ね、ご理解を得られるよう努めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地元の合意を得ていない状況で国へ交付金の申請をするのか 	<p>市町村が一般廃棄物処理基本計画に基づき施設整備を行う際の国の財政支援措置として循環型社会形成推進交付金制度があることから、地元の皆様のご理解を得られるよう努めるとともに、この制度に基づき必要な手続きを進めていく考えです。</p>

4. 基本構想の内容

意見の内容	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 焼却に頼らないごみ処理を目指していくべきだ 	<p>ごみの削減に向けては本基本構想の上位に位置付けられる一般廃棄物処理基本計画でごみ排出量の10%削減の目標を掲げ、これに向けた施策等を定めています。新施設においても、「第1章 第2節 2-2 新施設の整備方針」(P.4)に「③資源や熱エネルギー等を効率良く利活用できる施設」を定め、ごみの発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse) 及び再生利用 (Recycle) の「3R」を推進することとしています。その上で生じるごみについては安定性、衛生処理の観点から焼却により適正処理し、熱回収を行うことが望ましいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 施設規模が過大である 将来のごみ量の予測が人口減少を加味していない 	<p>施設規模の設定に際し、「第2章 第2節 2-2 将来ごみ量の推計結果」(P.13、14)に示した値は、ごみの区分及び家庭系ごみについては1人1日当たりの排出量の推移をもとに将来人口の減少も加味し推計したものであり、これを基に算出しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 焼却施設はダイオキシン類、重金属等の有害物質や放射性物質を排出する公害施設である 	<p>環境対策については「第7章 第1節 1-3 環境対策」(P.53)において、「各種法令に基づく規制や排出基準を遵守するのみならず、それ以上の公害防止基準を設けることによって、現在よりもさらに市民の安心と安全を確保できる施設とします。」としています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 焼却施設は公害施設であり、周辺住民や子供の健康被害を引き起こす 	<p>各種法令に基づく規制や排出基準を遵守するのみならず、それ以上の公害防止基準を設けることで、健康被害を生ずるような公害は発生しないものと考えています。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 「強靱なごみ処理システム」と言うが、近年の大規模災害の教訓から施設の強靱化は無意味だ 	<p>「強靱なごみ処理システム」とは、耐震性の確保をはじめとした施設自体の強靱化のみならず、燃料、薬剤等の備蓄などにより非常時においてもごみ処理を継続できる体制を整えることです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 焼却施設は公害を引き起こす迷惑施設であり、市民が利用する開かれた施設とすべきでない 	<p>一般的な迷惑施設というイメージからの脱却を図るため、「第7章 第1節 1-5 環境拠点としての位置付け」(P.54)において、「ごみの処理だけではなく、啓発施設として見学者への対応や環境学習拠点としての機能を整備するとともに、ユニバーサルデザインの導入、周辺環境との調和や景観への配慮並びに周辺住民のコミュニティ活動に寄与する多目的スペース設置等により、市民に広く開かれた施設とします。」としています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 焼却施設は多額の税金を要する施設だ 	<p>事業コストについては、施設の整備方針として定めた「維持管理が容易で経済整備優れた施設」となるよう事業方式等を検討し、縮減を図っていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 事業手法の検討において、民営化は現在地での焼却処理の固定化につながるので反対 	<p>事業手法の検討については、安心、安全を確保し安定的な稼働を目指すとともに、建設から運転、維持管理までを見据え、民間、行政それぞれの担う事業範囲、想定されるリスク、要求水準を確保するための体制等を検討することにより、全体での事業コスト縮減を図るものです。</p> <p>民営化することが現在地での焼却処理の固定化につながるものではありません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 焼却施設は「地球に優しい施設」となるはずがなく虚偽説明だ 	<p>「地球に優しい施設」という表現については、焼却等のごみ処理の過程で生ずる有害物質等の排出を抑制し、各種法令に基づく規制を遵守するのみならず、それ以上の公害防止基準を設けること、さらに熱エネルギー等の有効活用により、地球環境への負荷の低減を目指すことを表したものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 焼却施設は高温を扱い、火災、爆発事故も頻発し労働者にも危険であるため「安定・安全性に優れた施設」とはならない 	<p>施設の稼働後の運転、管理や作業中の安全対策についても、今後施設整備基本計画や設計段階において検討を行い、安定稼働を目指していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 焼却施設は物質を破壊する施設で「資源や熱エネルギー等を効率良く利活用する」とはならない 	<p>新施設はびん、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装等をリサイクルするための施設を整備するほか、焼却施設においては生じる熱エネルギーの有効活用を図るものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 環境保全関係法令や都市計画関連法令について、どのような意味があるのか説明すべき 	<p>新施設の整備に際し適用を受ける可能性がある法的規制及び手続きを列挙していますが、本基本構想の段階でこれらが確定していません。</p> <p>今後、施設整備基本計画や設計段階において検討し詳細を決定していく中で、法令に基づき必要な手続きを進めていきます。</p>

<ul style="list-style-type: none"> 公害防止基準を検討するとあるが、法定の基準であり、検討の余地などないはずだ 	<p>現在の清掃プラントの操業にあたっては、各種法令に基づく規制や排出基準のみならず、周辺にお住まいの皆様と交わした公害防止協定に基づき、それ以上の公害防止基準を設け、これを遵守しています。</p> <p>このことを念頭に、新施設においても同様の公害防止基準を検討していくことを想定したものであり、法規制値を上回ることを意味するものではありません。</p>
---	--

5. その他

意見の内容	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 検討委員会が終了しているのに、なぜこの時期にパブリック・コメントを実施するのか 	<p>パブリック・コメントの実施時期についてですが、沼津市新中間処理施設整備基本構想検討委員会はその検討過程において市から提示された課題や素案等を検討する組織として位置付けていることから、この検討を受けて、市として基本構想（案）を作成し、これをもってパブリック・コメント制度に基づき意見を募っています。</p> <p>パブリック・コメント制度は、案の段階でその趣旨、内容等を広く公表し、当該案に関する意見を求め、提出された意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続きです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理は自治事務であるため、基本構想は国が定める法令ではなく地方自治法に基づく市の総合計画の下に来るものだ 	<p>一般廃棄物処理基本計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条により策定が求められているものであり、同法をはじめ関連法令と整合を図る必要があると考えています。</p> <p>また、新中間処理施設整備事業は、第4次沼津市総合計画に基づき進めています。</p>